

管理 No.	H074
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：保健所 医療政策課
(医事薬事係 / 93-8392)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	診療所の専属薬剤師配置免除の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	医療法(昭和23年法律第205号)
	根拠規定条項	第18条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	奈良市医療法施行細則第9条
	審査基準	[診療所の専属薬剤師設置免除の許可に係る審査基準] 診療所の専属薬剤師設置免除の許可に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から10日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>[根拠法令] 医療法 〔病院等の専属薬剤師〕 第18条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>